

市営住宅を災害により一時的に 使用した方の使用料を免除します



建設部建築住宅課 ☎22-1153
各総合支所市民サービス課

◆市営住宅を災害により一時的に使用した方 の使用料の免除とは

被災者が市営住宅に一時入居する場合、住宅使用料（家賃）等を入居した日から6か月免除するものです。

◆対象となる方は

災害により住宅が被災し、居住するための住宅に困窮している方で、り災証明書により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、または準半壊と判定された方

◆減免割合は

住宅使用料（家賃）等を免除します。

◆申請に必要なもの

申請書、誓約書、り災証明書（写）

◆申請期間は

令和4年6月15日まで

住宅の補修費等を助成します



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆被災住宅補修助成とは

住宅の復旧にかかる工事に要した費用の一部を補助するものです。

◆対象となる方は

災害により住宅が被災し、り災証明書により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と判定された方で、工事が令和4年7月15日までに完了する方

※住宅の応急修理制度対象工事範囲を除く

◆対象となる工事は

被災住宅の補修工事（補修に伴う撤去費を含む）

◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費から保険等の補償額を差し引いた費用が10万円以上のもの
費用の5分の1以内
2. 補助金 上限額：20万円

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書（写）、工事見積書の写し、工事前の被災写真等

◆申請期間は

令和4年7月8日まで

被災住家で発生した災害ごみの 処理手数料を免除します



市民生活部環境課 ☎22-3350
各総合支所市民サービス課

◆被災住家で発生した災害ごみの 処理手数料免除とは

下記の対象となる方が、栗原市クリーンセンターに災害ごみを直接搬入した場合、処理手数料を免除します。

※ただし、栗原市クリーンセンターまでの収集運搬費は自己負担となります。

◆対象となる方は

災害により住家が被災し、り災証明書の交付を受けた方で、栗原市クリーンセンターに直接搬入する方

◆対象となるごみの種類は

栗原市クリーンセンターで処理できるもの
燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ

◆対象外のごみは

タイヤ、がれき、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの家電4品目、パソコンなど、栗原市クリーンセンターで処理できないもの

◆受付期間は

令和4年5月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※ただし、5月8日（日）は搬入可能です。

◆受付時間は

- ・午前8時30分から午前11時30分まで
- ・午後1時から午後4時30分まで

◆受付場所は

栗原市クリーンセンター

※減免申請書は、環境課及び各総合支所市民サービス課窓口
に備えています。